

菫崎北西小学校いじめ防止基本方針

令和4年5月2日策定

令和5年2月10日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒一定が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場合は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期の警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向にへの配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(いじめ防止対策推進法の施行に伴い平成25年度からの定義)

上記の考えのもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- (4) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
- (5) 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

2 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導会議」

月1回の職員会議の中で生徒指導会議を実施し、全教職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

本会は、いじめ防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要である。

特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を似合うため、教職員は、些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。加えて、当該組織に報告された情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく必要がある。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応につなげることが目的である。学校の管理職は、リーダーシ

ップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、教務主任、学級担任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、当該学年担任、PTA代表、学校医などによるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りである。

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、PTA会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医、葦崎警察署、スクールサポーター、主任児童委員または民生委員。

3 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことが出来るように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔することも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。また児童に対しても、全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。日頃から児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に挙げて目につく場所に掲示する。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるように、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供し、自己有用感が高められるように努める。

4 いじめの早期発見・早期解決にむけての取組

- (1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
 - ② おかしいと感じた児童がいる場合には生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
 - ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
 - ④ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。
- (2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決に当たる。
- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決に当たる。
 - ② 情報収集を密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導に当たる。
 - ③ 傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。
 - ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決に当たる。
 - ⑤ いじめられている児童の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。
- (3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組
- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。学校内だけで問題解決をすることを優先せず、当該児童の側に立ち、解決に向けて取り組む。
 - ② 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

5 いじめへの対処

- (1) 基本的な考え方
- 発見・通報を受けたときは、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の本、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。
- (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応
- いじめの発見・通報を受けた教師は、校内の「いじめ対策防止委員会」に報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連絡をとり、所轄警察署と相談して対処する。
- (3) いじめられた児童又はその保護者への支援
- 事実関係の聴取を行い、家庭訪問等によりその日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、理解を得る。その上で、いじめられた児童の安全を確保するとともに、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

る。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合は複数の教職員が連携し、必要に応じては外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、理解を得た上で、連携して以後の対応ができるように保護者の協力を求める。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童にも、自分の問題として捉えさせる。学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。全ての児童が集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるように集団づくりを進める。

6 いじめ防止等に関する措置

学校いじめ防止基本方針には、「いじめ防止」「早期発見」「いじめ事案への対処」（以下「事案対処」という。）を主な項目として、いじめの向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、学校教育活動全体を通じていじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要である。また、アンケート、いじめの通報共有適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、「学校がいじめ問題にどのように取り組むか」、そのために「教職員は何をするのか」「保護者や地域はどう協力するのか」等を具体的に示す必要がある。

(1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本は、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくりを行う。児童に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事案が把握されることも多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認められる人間関係・学校風土をつくる。さらに、教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童による助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。

○発達障害を含む障害のある児童がかかわるいじめについては個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童や外国籍の児童、国際結婚の保護者持つなどの外国に津ながる児童は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱えている場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう教職員・児童・保護者等の外国籍児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向・性自認について教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「震災児童」という。）については震災児童が受けた心身への多大な影響で慣れない

環境等の不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い細心の注意を払いながら被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。上記の児童を含め学校として特に配慮が必要な児童については日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめに対する措置

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ防止対策委員会に報告しないことは、同項の規定に違反し得る。また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。いじめ防止対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の形成を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これからの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(3) いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」じょうたいとは、少なくとも次の2つの要件が見たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の十大性等からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況に注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。上記のいじめが「解消している状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

7 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合を含めて、地方公共団体の長へ報告した上で、調査組織を設けて調査を行うことが義務づけられている。

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合など
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（年間30日を目安とする）児童生徒が一定期間、連続して欠席しているよ

うな場合には、年間30日の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

※いじめを受けた児童生徒や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。児童や保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要である可能性があることから、調査をしないまま、いじめ重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(2) 重大事態の調査に当たって

①基本的姿勢

学校の設置者及び学校は、いじめを受けた児童生徒や保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。

②調査の主体

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、学校の設置者が主体となっていく場合があり、学校の設置者が判断する。これまでの経緯や事案の特性、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者において調査を実施する。

③調査組織について

学校が主体の場合は、次の二つの方法が考えられる。

A 学校いじめ対策組織に第三者を加える方法

B 学校が第三者調査委員会を立ち上げる方法

④調査の開始

調査実施前に、いじめを受けた児童生徒及び保護者に対して調査目的、調査組織、調査期間、調査事項、調査方法、調査結果の提供等について説明します。また、いじめを行った児童生徒及び保護者に対しても同様に説明する。

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。情報を共有し、組織的に対応することが必要である。また、必要に応じて外部専門家の参加も得ながら、問題の解決に当たることが必要である。

(2) 校内研修の充実

いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する行い、全ての教職員の共通理解を図る。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるように、管理職は組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

9 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

※事案発生時には、緊急生徒指導委員会を迅速に開催する。

構成メンバーは校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，PTA会長，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，甲斐警察署，スクールサポーター，主任児童委員または民生委員。

※学級づくり，人間関係づくりは年間を等して取り組む。

※教育活動全体を通じて、自己有用感や自己肯定感を育む。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	生徒指導会議 いじめ防止対策委員会	生徒指導会議 保護者会等で啓発	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議 職員研修	生徒指導会議 いじめ防止対策委員会
防止対策			ネット犯罪防止教室	人権教室		
早期発見			いじめアンケート	教育相談機関		

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議	生徒指導会議 いじめ防止対策委員会
防止対策			人権教育			
早期発見		いじめアンケート 個別懇談	教育相談機関	保護者アンケート 児童意識調査	いじめアンケート	教育相談機関